

細目告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(側方照射灯)</p> <p>第44条 側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第33条の2第2項の告示で定める基準は、別添102「側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関する技術基準」に定める基準とする。</p> <p>2 側方照射灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第33条の2第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、別添54「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の装置型式指定基準」に定める基準とする。</p>	<p>(側方照射灯)</p> <p>第44条 側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第33条の2第2項の告示で定める基準は、次号から第3号までに掲げる基準とする。</p> <p>一 側方照射灯の光度は、5,000cd以下であること。</p> <p>二 側方照射灯は、その照射光線の主光軸が、取付部より40mから先の地面を照射しないものであり、かつ、取付部より後方の地面、左側に備えるものにあつては取付部より右方の地面、右側に備えるものにあつては取付部より左方の地面を照射しないものであること。</p> <p>三 側方照射灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、そのすべてが同一であること</p> <p>2 側方照射灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第33条の2第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。</p>
<p>(側方照射灯)</p> <p>第122条 側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第33条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。</p> <p>一 側方照射灯の光度は、12,000cd以下であること。</p> <p>二 側方照射灯は、その照射光線の主光軸が、取付部より後方の地面、左側に備えるものにあつては取付部右方の地面、右側に備えるものにあつては取付部左方の地面を照射しないものであること。</p> <p>三 側方照射灯の灯光の色は、白色であること。</p> <p>四 (略)</p> <p>2 次に掲げる側方照射灯であつてその機能を損なう損傷等がないものは、前項各号の基準に適合するものとする。</p> <p>一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯</p> <p>二 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する側方照射灯</p> <p>3 側方照射灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第33条の2第3項の告示で定める基準は次の各号に掲げる基準とする。この場合において、側方照射灯の照明部、</p>	<p>(側方照射灯)</p> <p>第122条 側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第33条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。</p> <p>一 側方照射灯の光度は、5,000cd以下であること。</p> <p>二 側方照射灯は、その照射光線の主光軸が、取付部より40mから先の地面を照射しないものであり、かつ、取付部より後方の地面、左側に備えるものにあつては取付部右方の地面、右側に備えるものにあつては取付部左方の地面を照射しないものであること。</p> <p>三 側方照射灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、そのすべてが同一であること。</p> <p>四 (略)</p> <p>2 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯であつてその機能を損なう損傷等がないものは、前項各号の基準に適合するものとする。</p> <p>3 側方照射灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第33条の2第3項の告示で定める基準は次の各号に掲げる基準とする。この場合において、側方照射灯の照明部、</p>

個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び第3節関係）」によるものとする。

一 側方照射灯は、すれ違い用前照灯又は走行用前照灯が点灯している場合にのみ点灯する構造であること。

二 自動車の各側の側方照射灯は、同じ側の方向指示器が作動する場合又はかじ取装置が直進状態から同じ側に向けられた場合に限り作動する構造であること。

三 側方照射灯は、方向指示器の作動が解除された場合又はかじ取装置の操舵角が直進状態に戻った場合、自動的に作動が停止する構造であること。

四 側方照射灯は、その照明部の下縁の高さが地上0.25m以上、上縁の高さが地上0.9m以下であってすれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下となるように取り付けられていること。

五 側方照射灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。

六 側方照射灯の照明部の最後縁は、自動車の前端から1mまでの間にあること。

七 側方照射灯は、その照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるうおそれのないものであること。

八 側方照射灯は、点滅するものでないこと。

九 側方照射灯の直射光又は反射光は、当該側方照射灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

十 側方照射灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第1項に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。

4 次に掲げる側方照射灯であってその機能を損なう損傷等がないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯

二 法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置としての指定を受けた自動車に備える側方照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する側方照射灯

（側方照射灯）

第200条 側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第33条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 側方照射灯の光度は、12,000cd以下であること。

二 側方照射灯は、その照射光線の主光軸が、取付部より後方の地面、左側に備えるものにあつては取付部右方の地面、右側に備えるものにあつては取付部左方の地面を照射しないものであること。

三 側方照射灯の灯光の色は、白色であること。

四 （略）

個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び第3節関係）」によるものとする。

一 側方照射灯は、方向指示器が作動している場合に限り、当該方向指示器が方向を指示している側のもののみが点灯する構造であること。

二 側方照射灯は、その照明部の上縁の高さがすれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下となるように取り付けられていること。

三 側方照射灯の照明部の最前縁は、自動車の前端から2.5mまでの間にあること。

四 側方照射灯は、その照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるうおそれのないものであること。

五 側方照射灯は、点滅するものでないこと。

六 側方照射灯の直射光又は反射光は、当該側方照射灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

七 側方照射灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第1項に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。

4 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯であってその機能を損なう損傷等がないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

（側方照射灯）

第200条 側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第33条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 側方照射灯の光度は、5,000cd以下であること。

二 側方照射灯は、その照射光線の主光軸が、取付部より40mから先の地面を照射しないものであり、かつ、取付部より後方の地面、左側に備えるものにあつては取付部右方の地面、右側に備えるものにあつては取付部左方の地面を照射しないものであること。

三 側方照射灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、そのすべてが同一であること。

四 （略）

- 2 次に掲げる側方照射灯であってその機能を損なう損傷等がないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯
  - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する側方照射灯
- 3 側方照射灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第33条の2第3項の告示で定める基準は次の各号に掲げる基準とする。この場合において、側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び第3節関係）」によるものとする。
- 一 側方照射灯は、すれ違い用前照灯又は走行用前照灯が点灯している場合にのみ点灯する構造であること。
  - 二 自動車の各側の側方照射灯は、同じ側の方向指示器が作動する場合又はかじ取装置が直進状態から同じ側に向けられた場合に限り作動する構造であること。
  - 三 側方照射灯は、方向指示器の作動が解除された場合又はかじ取装置の操舵角が直進状態に戻った場合、自動的に作動が停止する構造であること。
  - 四 側方照射灯は、その照明部の下縁の高さが地上0.25m以上、上縁の高さが地上0.9m以下であってすれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下となるように取り付けられていること。
  - 五 側方照射灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること
  - 六 側方照射灯の照明部の最後縁は、自動車の前端から1mまでの間にあること。
  - 七 側方照射灯は、その照射光線の方向が振動、衝撃灯により容易にくるうおそれのないものであること。
  - 八 側方照射灯は、点滅するものでないこと。
  - 九 側方照射灯の直射光又は反射光は、当該側方照射灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
  - 十 側方照射灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第1項に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。
- 4 次に掲げる側方照射灯であってその機能を損なう損傷等がないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯
  - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置としての指定を受けた自動車に備える側方照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する側方照射灯

別添9 イモビライザの技術基準

1. 適用範囲

- 2 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯であってその機能を損なう損傷等がないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
- 3 側方照射灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第33条の2第3項の告示で定める基準は次の各号に掲げる基準とする。この場合において、側方照射灯の照明部、個数、及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び第3節関係）」によるものとする。
- 一 側方照射灯は、方向指示器が作動している場合に限り、当該方向指示器が方向を指示している側のもののみが点灯する構造であること。
  - 二 側方照射灯は、その照明部の上縁の高さがすれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下となるように取り付けられていること。
  - 三 側方照射灯の照明部の最前縁は、自動車の前端から2.5mまでの間にあること。
  - 四 側方照射灯は、その照射光線の方向が振動、衝撃灯により容易にくるうおそれのないものであること。
  - 五 側方照射灯は、点滅するものでないこと。
  - 六 側方照射灯の直射光又は反射光は、当該側方照射灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
  - 七 側方照射灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第1項に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。
- 4 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯であってその機能を損なう損傷等がないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

別添9 イモビライザの技術基準

1. 適用範囲

この技術基準は、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの並びに車両総重量2t以下の貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるイモビライザ（車両電源が12Vである自動車に備えるものに限る。）に適用する。

ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては、4.4.1.(c)、4.6.2.中「車幅灯、」及び「車幅灯又は」並びに4.6.3.の規定は適用しないものとし、3.2.の後段に「ただし、協定規則第116号を適用する国/地域へ販売するためのイモビライザにあっては、販売される国/地域の電波法に適合するものであればよい。」を加える。

2.9. (削る)

3.1. ~ 3.10. (略)

3.11. イモビライザは、自動車の制動装置を作動させることができない構造でなければならない。

4.1.1. イモビライザは、自動車の自走に必要な制御装置（スタータモータ、イグニッション、燃料供給機能、空気圧解除式スプリングブレーキ等）のうち1つ以上のものの機能を停止することができる構造でなければならない。

ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては、次に掲げる規定に適合するものでなければならない。

4.1.1.1. 自動車購入後に自動車ユーザーが取り付けるイモビライザ又はディーゼルエンジンを搭載した自動車に備えるイモビライザにあっては、自走に必要な制御装置（スタータモータ、イグニッション、燃料供給機能、空気圧解除式スプリングブレーキ等）のうち2つ以上のものの機能を停止すること。

4.1.1.2. 自動車の自走に必要な制御装置のうち1つ以上のものの機能を、コードを用いることにより停止すること。

別添52 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1. ~ 2.5.9. (略)

2.5.10. 「側方照射灯」とは、保安基準第33条の2に規定する側方照射灯をいい、自動車の進行方向の前側方の道路を照射するため、補助灯として自動車に備える灯火装置をいう。

2.5.11. ~ 3.14.5. (略)

3.15. 灯火等の灯光及び反射光の色は、次に定める色でなければならない。  
(略)

この技術基準は、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの並びに車両総重量2t以下の貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える盗難発生警報装置（車両電源が12Vである自動車に備えるものに限る。）に適用する。

2.9. 「原動機作動オーバーライド機能」とは、補助装置に動力を提供するために原動機の作動を維持できるようにする機能であって、自動車が作動している原動機の動力により自走することを防止するものをいう。

3.1. ~ 3.10. (略)

4.1.1. イモビライザは、自動車の自走に必要な制御装置（スタータモータ、イグニッション、燃料供給機能、空気圧解除式スプリングブレーキ等）のうち1つ以上のものの機能を停止することができる構造でなければならない。

別添52 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1. ~ 2.5.9. (略)

2.5.10. 「側方照射灯」とは、保安基準第33条の2に規定する側方照射灯をいい、自動車が右折又は左折する時に自動車の前側方にある交通上の障害物を確認できるように自動車の前側方を照射することを目的とした灯火装置をいう。

2.5.11. ~ 3.14.5. (略)

3.15. 灯火等の灯光及び反射光の色は、次に定める色でなければならない。  
(略)

側方照射灯 白色  
(略)

3.16.~4.3.8. (略)

4.4. 側方照射灯

4.4.1. 備付け

自動車には、側方照射灯を備えることができる。

4.4.2. 取り付ける灯火等の性能

側方照射灯は、別添102「側方照射灯の技術基準」の規定に適合するものでなければならない。

4.4.3. 数

取り付ける側方照射灯の数は、2個でなければならない。

4.4.4. 取付位置

4.4.4.1. 側方照射灯は、その照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられなければならない。

4.4.4.2. 側方照射灯は、その照明部の最後縁が自動車の前端から1m以内となるように取り付けられなければならない。

4.4.4.3. 側方照射灯は、その照明部の下縁の高さが地上0.25m以上、上縁の高さが地上0.9m以下であってすれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下となるように取り付けられなければならない。

4.4.5. 幾何学的視認性

側方照射灯は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度及び角度により定義される範囲内において、側方照射灯の照明部が見通すことができるように取り付けられなければならない。

= 上方10°及び下方10°

= 外側30~60°

4.4.6. 方向

側方照射灯は幾何学的視認性に係る要件を満たすように取り付けられなければならない。

4.4.7. 電気結線

側方照射灯は、すれ違い用前照灯又は走行用前照灯が点灯している場合にのみ点灯できる構造でなければならない。

自動車の各側の側方照射灯は、同じ側の方向指示器が作動する場合又はかじ取装置が直進状態から同じ側に向けられた場合に限り作動する構造であること

側方照射灯は、方向指示器の作動が解除された場合又はかじ取装置の操舵角が直進状態に戻った場合、自動的に作動が停止する構造であること。

4.4.8. その他

側方照射灯は、自動車の速度が40km/h以上の状態で作動してはならない。

側方照射灯 白色又は淡黄色であって、その全てが同一  
(略)

3.16.~4.3.8. (略)

4.4. 側方照射灯

4.4.1. 備付け

自動車には、側方照射灯を備えることができる。

4.4.2. 取り付ける灯火等の性能

側方照射灯は、本則第44条第1項の規定に適合するものでなければならない。

4.4.3. 数

取り付ける側方照射灯の数は、2個でなければならない。

4.4.4. 取付位置

4.4.4.1. 側方照射灯は、その照射光線の主光軸が、取付部より40mから先の地面を照射しないものであり、かつ、取付部より後方の地面、左側に備えるものにあつては取付部より右方の地面、右側に備えるものにあつては取付部より左方の地面を照射しないように取り付けられなければならない。

4.4.4.2. 側方照射灯は、その照明部の上縁の高さが、すれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下となるように取り付けられなければならない。

4.4.4.3. 側方照射灯の照明部の最前縁は、自動車の前端から2.5mまでの間になければならない。

4.4.5. 方向

側方照射灯は、自動車の両側面の前部に前側方を照射するように取り付けなければならない。

4.4.6. 電気結線

側方照射灯は、方向指示器が作動している場合に限り、当該方向指示器が方向を指示している側のもののみが点灯する構造でなければならない。

4.4.7. その他

側方照射灯の取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわない構造でなければならない。

4.5.～4.21.9. (略)

別添53 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

5.3. 側方照射灯

5.3.1. 自動車の前面の両側又は両側面の前部には、側方照射灯を1個ずつ備えることができる。

5.3.2. (略)

5.3.3. 側方照射灯は、前項に掲げた性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

5.3.3.1. 側方照射灯は、すれ違い用前照灯又は走行用前照灯が点灯している場合のみ点灯できる構造でなければならない。

自動車の各側の側方照射灯は、同じ側の方向指示器が作動する場合又はかじ取装置が直進状態から同じ側に向けられた場合に限り作動する構造であること。

側方照射灯は、方向指示器の作動が解除された場合又はかじ取装置の操舵角が直進状態に戻った場合に自動的に消灯する構造であること。

5.3.3.2. 側方照射灯の照明部は、側方照射灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面並びに側方照射灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より側方照射灯の外側方向30°の平面及び側方照射灯の外側方向60°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

5.3.3.3. 側方照射灯の灯光の色は、白色であること。

5.3.3.4. 側方照射灯は、その照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられなければならない。

5.3.3.5. 側方照射灯は、その照明部の最後縁が自動車の前端から1m以内となるように取り付けられなければならない。

5.3.3.6. 側方照射灯は、その照明部下縁の高さが地上0.25m以上、上縁の高さが地上0.9m以下であってすれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下となるように取り付けられなければならない。

5.3.3.7. 側方照射灯は、自動車の速度が40km/hを超えない範囲でのみ点灯する構造でなければならない。

5.3.3.8. 側方照射灯の取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわない構造であること。

別添54 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の装置型式指定基準

(略)

1. (略)

2. 定義

2.1. 「型式の指定」とは、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。)第32条から第38条まで、第39条から第41条まで並びに第41条の3

4.5.～4.21.9. (略)

別添53 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

5.3. 側方照射灯

5.3.1. 自動車の両側面の前部には、側方照射灯を1個ずつ備えることができる。

5.3.2. (略)

5.3.3. 側方照射灯は、前項に掲げた性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

5.3.3.1. 側方照射灯は、次の基準に適合する方向指示器が作動している場合に限り、当該方向指示器が方向を指示している側のもののみが点灯する構造であること。

5.3.3.2. 側方照射灯は、その照射光線の主光軸が、取付部より40mから先の地面を照射しないものであり、かつ、取付部より後方の地面、左側に備えるものにあつては取付部より右方の地面、右側に備えるものにあつては取付部より左方の地面を照射しないものであること。

5.3.3.3. 側方照射灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、そのすべてが同一であること。

5.3.3.4. 側方照射灯は、その照明部の上縁の高さがすれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下となるように取り付けられていること。

5.3.3.5. 側方照射灯の照明部の最前縁は、自動車の前端から2.5mまでの間にあること。

5.3.3.6. 側方照射灯の取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわない構造であること。

別添54 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の装置型式指定基準

(略)

1. (略)

2. 定義

2.1. 「型式の指定」とは、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。)第32条及び第33条、第34条から第38条まで、第39条から第41条ま

に規定する灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付けに係る自動車の型式の指定をいう。

2.2.～2.7.24. (略)

2.7.25. 「側方照射灯」とは、保安基準第33条の2に規定する側方照射灯をいい、自動車の進行方向前側方の道路を照射するため、補助灯として自動車に備える灯火装置をいう。

2.8. (略)

2.9.1. 「走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部霧灯、後退灯及び側方照射灯の照射面」(2.7.9.、2.7.10.、2.7.18.、2.7.20.及び2.7.25.関係)とは、有効反射面の開口部(プロジェクタ型のものにあっては、灯器内部のプロジェクタ・レンズの開口部)のレンズ上の横断面への正射影をいう。・・・

2.9.2.～2.15. (略)

2.16.1. その機能が1つであり、かつ、その照明部(本指定基準2.10.参照)が1つであり、かつ、1個以上の光源を有する装置を「1個」の灯火等とする。

同一の機能を有する2個の独立式灯火等又は集合式灯火等(走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部霧灯及び側方照射灯を除く。)が、・・・

2.16.2.～3.14.5. (略)

3.15. 灯火等の灯光及び反射光の色は、次に定める色でなければならない。

(略)

側方照射灯 白色

3.16.～4.18.8. (略)

4.19. 側方照射灯

4.19.1. 備付け

自動車には、側方照射灯を備えることができる。

4.19.2. 数

取り付ける側方照射灯の数は、2個でなければならない。

4.19.3. 取付位置

4.19.3.1. 側方照射灯は、その照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられなければならない。

4.19.3.2. 側方照射灯は、その照明部の最後縁が自動車の前端から1m以内となるように取り付けられなければならない。

4.19.3.3. 側方照射灯は、その照明部の下縁の高さが地上0.25m以上、上縁の高さが地上0.9m以下であってすれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下となるように取り付けられなければならない。

4.19.4. 幾何学的視認性

側方照射灯は、次に掲げる幾何学的視認性に係る角度及び角度により定義される範囲内において、側方照射灯の見かけの表面が見通すことができるように取り付けられなければならない。

= 上方10°及び下方10°

= 外側30～60°

で並びに第41条の3に規定する灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付けに係る自動車の型式の指定をいう。

2.2.～2.7.24. (略)

2.8. (略)

2.9.1. 「走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部霧灯及び後退灯の照射面」(2.7.9.、2.7.10.、2.7.18.及び2.7.20.関係)とは、有効反射面の開口部(プロジェクタ型のものにあっては、灯器内部のプロジェクタ・レンズの開口部)のレンズ上の横断面への正射影をいう。・・・

2.9.2.～2.15. (略)

2.16.1. その機能が1つであり、かつ、その照明部(本指定基準2.10.参照)が1つであり、かつ、1個以上の光源を有する装置を「1個」の灯火等とする。

同一の機能を有する2個の独立式灯火等又は集合式灯火等(走行用前照灯、すれ違い用前照灯及び前部霧灯を除く。)が、・・・

2.16.2.～3.14.5. (略)

3.15. 灯火等の灯光及び反射光の色は、次に定める色でなければならない。

(略)

3.16.～4.18.8. (略)

#### 4.19.5. 方向

側方照射灯は幾何学的視認性に係る要件を満たすように取り付けられなければならない。

#### 4.19.6. 電気結線

側方照射灯は、すれ違い用前照灯又は走行用前照灯が点灯している場合にのみ点灯できる構造でなければならない。

自動車の各側の側方照射灯は、同じ側の方向指示器が作動する場合又はかじ取装置が直進状態から同じ側に向けられた場合に限り作動する構造であること。

側方照射灯は、方向指示器の作動が解除された場合又はかじ取装置の操舵角が直進状態に戻った場合、自動的に作動が停止する構造であること。

#### 4.19.7. その他

側方照射灯は、自動車の速度が40km/hを超えない範囲でのみ点灯する構造でなければならない。

### 別添78 盗難発生警報装置の技術基準

#### 1. 適用範囲

この技術基準は、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの並びに車両総重量2t以下の貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える盗難発生警報装置（車両電源が12Vである自動車に備えるものに限る。）に適用する。

ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては、3.5.の規定中括弧書きの規定、4.2.1.の規定中「警報装置は、自動車の盗難が発生しようとしているときに、自動車への侵入又は干渉の状況に応じ、予備的な警報を発生するための警報音を発することができるものとする。この場合において、当該警報音について、4.2.3.の規定は適用しない。」、4.2.2.の規定中「(4.2.1.に規定する予備的な警報を発生するための警報音を除く。）」及び「この場合において、警報装置の警報音の鳴動時間は、この規定に定める鳴動時間以外であって一定の鳴動時間となるように調整することができるものであってもよい。」、4.2.3.3.の規定中「又はJIS C1502に定める測定方法」、4.3.1.の規定中「警報装置は、自動車の盗難が発生しようとしているときに、自動車への侵入又は干渉の状況に応じ、予備的な警報を発生するための灯光を発することができるものとする。この場合において、当該灯光については、4.3.2.の規定は適用しない。」、4.3.2.の規定中「この場合において、警報装置の灯光の持続時間は、この規定に定める持続時間以外であって一定の持続時間となるように調整することができるものであってもよい。」、4.3.3.の規定中「(車室内に備える警報装置であって室内灯以外のものを除く。）」、「車幅灯、」及び「車室内に備える警報装置であって室内灯以外のものは、緊急自動車の警光灯と紛らわしくないものであること。」、4.9.2.の規定中「車幅灯、」及び「車幅灯又は」、4.9.3.、5.2.13.の規定中「この場合において、4.2.1.に規定する予備的な警報を発生するための警報音又は4.3.1.に規定する予備的な警

### 別添78 盗難発生警報装置の技術基準

#### 1. 適用範囲

この技術基準は、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの並びに車両総重量2t以下の貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える盗難発生警報装置（車両電源が12Vである自動車に備えるものに限る。）に適用する。

報を発生するための灯光は、誤警報とみなさないものとする。」並びに5.2.15.の規定中「5.2.15.において、4.2.1.に規定する予備的な警報を発生するための警報音又は4.3.1.に規定する予備的な警報を発生するための灯光は、誤警報とみなさないものとする。」の規定は適用しないものとし、3.3.の後段に「ただし、協定規則第116号を適用する国/地域へ販売するための盗難発生警報装置にあつては、販売される国/地域の電波法に適合するものであればよい。」を加え、4.1.の規定中「乗降口の扉、エンジン・ボンネット及び荷物室のいずれか」とあるのは「乗降口の扉、エンジン・ボンネット又は荷物室のいずれか」と読み替え、4.10.の規定中「当該電池は」とあるのは「当該電池は充電式であり、かつ」と読み替え、4.11.2.の規定中「パニックアラームの警報装置は、盗難発生警報装置の設定状態に影響を及ぼさないものでなければならない。また、パニックアラームは、自動車使用者がスイッチを切ることができるものでなければならない。」とあるのは「パニックアラームの警報装置は、車室内から発動される構造であり、盗難発生警報装置の設定状態に影響を及ぼさないものでなければならない。また、パニックアラームは、自動車使用者がスイッチを切ることができるものであり、かつ、音による警報の鳴動時間は無制限でなければならない。」と読み替え、5.2.7.の規定中「30mA」とあるのは「20mA」と読み替えるものとする。

別添102 側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関する技術基準（別添）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。